

令和6年能登半島地震により被害を受けられた健康保険・厚生年金保険の 被保険者、事業主・船舶所有者の皆さまへ（Q & A）

I. 健康保険・厚生年金保険の被保険者の皆さまへ

Q 1 すぐに病院へかかりたいのですが、保険証等（※）がありません。どうしたらよいですか。

（※）マイナンバーカードの健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、資格確認書

A 1 保険証等の紛失等により、医療機関等に提示できない場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「連絡先（電話番号）」、「お勤め先の事業所名」を申し出ていただければ、受診していただくことができます。（受診する医療機関にお問い合わせください。）

Q 2 保険証等を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A 2 保険証等の再交付に係る手続きについては以下を参照してください。

種別	再交付の手続き方法
マイナンバーカードの健康保険被保険者証	マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）に利用停止の連絡を行っていただいた上で、居住する市区町村で再発行の申請を行ってください。
健康保険被保険者証	令和6年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されませんので、マイナンバーカードの健康保険被保険者証をお持ちの方はそちらを利用してください。 また、マイナンバーカードに健康保険被保険者証の利用登録をされていない方は資格確認書を交付いたしますので、勤務先を通して、資格確認書交付申請書を全国健康保険協会に申請してください。
資格確認書	勤務先を通して、資格確認書交付申請書を全国健康保険協会に申請してください。

なお、保険証等が交付されるまでの間に病院にかかりたい場合は、上記A 1により受診していただくことができます。

また、健康保険組合に加入中の方は勤務先にお問い合わせください。

Q 3 基礎年金番号通知書又は年金手帳を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A 3 原則として、勤務先を通して、基礎年金番号通知書再交付申請書を年金事務所に申請していただくことになります。

なお、事業所に連絡がとれない場合は、ご本人が直接、基礎年金番号通知書再交付申請書をご提出いただくこともできます。

Q 4 資格喪失届の提出に際して、被災により保険証の添付ができない場合は、どのようにすればよいですか。

A 4 保険証の添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要になります。「被保険者証を返納できない理由」欄に「被災」と記入してお届けいただきます。

Q 5 事業主が被災により、死亡や行方不明となっている場合は、届書等をどのように提出すればよいですか。

A 5 事業主が死亡又は行方不明の場合の取り扱いについては、以下のとおりです。

- 法人事業所の場合は、届出した方の役職名、部署、氏名の記載により、届出が可能です。
- 個人事業所の場合は、相続人等においてその事業を継承又は廃止がされることとなるため、事業が継承され事業所が存続する場合は、新たな事業主から事業主変更のお届けをいただいた上で手続きをしていただくようにお願いします。

Ⅱ. 事業主・船舶所有者の皆さまへ

令和6年能登半島地震に伴い、令和6年1月12日に厚生労働省告示が発出されたことから、石川県及び富山県に所在地を有する事業主及び船舶所有者の厚生年金保険料等の納期限の延長が適用されていましたが、下記の対象地域については、令和5年11月分から令和6年11月分の厚生年金保険料等の延長後の納期限が、令和7年1月31日に定められました。

※対象地域

都道府県名	対象地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

Q6 延長後の納期限が定まったとの通知が来ましたが、どういうことでしょうか。

A6 令和6年能登半島地震に伴い、令和6年1月12日に厚生労働省告示が発出されたことから、石川県及び富山県に所在地を有する事業主及び船舶所有者の厚生年金保険料等は納期限が延長されていましたが、令和6年12月9日に厚生労働省告示が発出され、上記の対象地域に所在地を有する事業主及び船舶所有者の厚生年金保険料等については、令和6年1月1日から令和7年1月30日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和5年11月分から令和6年11月分までの厚生年金保険料等）の延長後の納期限が定められました。

対象地域の納期限：令和7年1月31日（金）

Q7 災害に係る延長後の納期限は、どのように定められたのでしょうか。

A7 延長後の納期限は、交通機関やライフライン等の復旧状況や関係する自治体の意向を踏まえて、厚生労働省告示により定められました。

Q8 延長後の納期限が定まるとどのような影響があるのでしょうか。

A8 納期限の延長がされている間は、口座振替は行わず（別途、口座振替再開申出をいただいている場合を除く）、「納入告知書（納付書）」をお送りしていました。

口座振替により保険料を納付されていた事業主及び船舶所有者については、令和6年12月分保険料（令和7年1月31日振替分）から口座振替を再開します。

令和5年11月分から令和6年11月分の厚生年金保険料等を納付されていない場合は、令和7年1月31日までに当該保険料を納付いただく必要があります。（納期限までに納付した場合、延滞金は発生しません。）

Q 9 納期限の延長がされるまでは、厚生年金保険料等を口座振替で納付していましたが、今後はどのようなになるのでしょうか。口座振替の届出が必要でしょうか。

A 9 口座振替により厚生年金保険料等を納付していただいていた事業主及び船舶所有者については、令和6年12月分保険料（令和7年1月31日振替分）から、口座振替を再開します。

したがって、口座振替の再開の届出の必要はありません。

※ すでに口座振替再開申出をされている場合は、引き続き納付対象月の翌月末日（休日の場合は翌営業日）に厚生年金保険料等が振替されます。

Q 10 納期限が延長されていた厚生年金保険料等について、さかのぼって口座振替することはできないのでしょうか。

A 10 納期限が延長されていた厚生年金保険料等については、さかのぼって口座振替することはできません。お送りしています納入告知書（納付書）により、延長後の納期限（令和7年1月31日）までの間に納付いただくようにお願いします。

Q 11 延長後の納期限までに納付しない場合は、どうなるのでしょうか。

A 11 延長後の納期限までに納付いただけない場合は、納付いただいていない年月分について督促状をお送りします。

督促状の指定する期限までに納付がされないときは、延長後の納期限の翌日から納付日の前日までの期間で計算された延滞金が発生します。

Q 12 財産に相当な損害を受けた場合は、「災害による納付の猶予」を申請することで猶予を受けることができると聞きましたが、どのような効果がありますか。

A 12 「災害による納付の猶予」が承認されることにより、以下の効果があります。

- ① 猶予が承認された厚生年金保険料等については、猶予期間中に厚生年金保険料等が未納であっても、新たに督促状の送付はされません。
- ② 猶予が承認された厚生年金保険料等については、猶予期間中の納付であれば、延長後の納期限後の納付でも延滞金は発生しません。
- ③ 猶予期間中は承認された厚生年金保険料等が未納であっても、財産調査や差押え等の滞納処分は行われません。

Q13 「災害による納付の猶予」の申請は、いつまでに行えばよいのでしょうか。

A13 災害がやんだ日から2月以内に申請が必要となります。

災害がやんだ日は、原則として、令和6年11月30日となるため、申請期限は令和7年1月31日となりますが、個別の事情により弾力的に申請をお受けします。

Q14 具体的にはどのような事例が「災害による納付の猶予」に該当するのでしょうか。

A14 「災害による納付の猶予」は納付義務者が災害により、所有する財産に相当な損失を受けた場合に受けることができます。

「相当な損失を受けた」とは原則、全積極財産の価額（※1）に占める損失の割合が20%以上を占めたときです。

また、全積極財産での判定のほか、納付義務者に有利となるよう、事業の継続に必要な有形資産（※2）の価額に占める損失の割合が20%以上を占めたときも、「相当な損失」として判定する場合があります。

具体的には、り災証明書等で確認をさせていただきます。

※1 全積極財産の価額とは、決算書の貸借対照表の資産総額にあたります。

※2 この場合の有形資産とは、①土地・建物、車両運搬具、設備・機器等の有形固定資産、②原材料、仕掛品、製品等を言います。

Q15 「災害による納付の猶予」を受けるためには、事業を休止していなければならないのでしょうか。

A15 「災害による納付の猶予」については、事業を休止しているか否かを問わず、納付義務者がその財産について相当な損失を受けた場合に受けることができます。

具体的には、り災証明書等で確認をさせていただきます。

Q16 令和6年能登半島地震により売上が著しく減少しましたが、この場合でも「災害による納付の猶予」は受けられますか。

A16 「災害による納付の猶予」は主に有形資産の損失で猶予に該当するかを判定するため、売上金の減少だけでは、承認されない場合があります。

ただし、災害の影響により売上金が著しく減少した場合などは、その他の法律上の猶予制度が承認される場合がありますので、管轄の年金事務所にご相談ください。